

【カナダ】外国影響透明化及び説明責任法の制定

主幹 海外立法情報調査室 河合 美穂

* 2024 年 6 月、政治過程又は行政過程への影響力行使について外国国家等と取決めを締結した者に対し、情報の登録・開示を義務付けた外国影響透明化及び説明責任法が制定された。

1 背景及び経緯

カナダ公安省は、外国からの干渉について次の見解を表明している。外国政府等は、通常、政治対話、外交といった合法的で透明性のある手段を用いて、自国の利益を主張する。他方、一部の外国は、秘密裏に、詐欺的で、時に脅迫的な手段を用いて、他国の政治体制や経済に干渉する。こうした干渉は、政府関係者、市民社会、地域社会、企業、学術界、メディアに影響を与え得る。外国政府又はその代理による他国への干渉例として、自国の利益を追求するため、選挙等の民主的な制度・過程に干渉したり、連邦・州等の政府関係者を標的にし、国家の利益を損なう形で公共政策や意思決定に影響を与えることがある¹。

従来採られてきた干渉への対策以外に、外国政府等のために活動を行う者に対し、その関係や活動内容等の所定の機関への登録及び開示を義務付ける必要性について、カナダと同盟国間で合意が形成されてきた²。2024 年 5 月 6 日、外国からの干渉への対抗法案がカナダ議会に提出され、同年 6 月 20 日に裁可された。その第 4 部（第 113 条）として、外国影響透明化及び説明責任法³が制定された（施行期日は、枢密院における総督の命令により定められる⁴。）。

2 法律の概要

同法は、全 35 か条から成る（以下、条名は同法のものである。）。

（1）外国影響透明化コミッショナーの任命

枢密院における総督は、外国影響透明化コミッショナー（以下「コミッショナー」）を任命し⁵、この法律の管理及び執行を担当させる。任期は最長 7 年で、更に 1 期（7 年以内）再任さ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 9 月 8 日である。

¹ “Countering Foreign Interference,” 2023.11.24. Public Safety Canada Website <<https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/ntnl-scrtr/frgn-ntrfrnc/fi-en.aspx>> 事例として、後掲注(3)の法律制定後に公表された「総選挙過程及び民主的制度への外国からの干渉に関する公的調査」では、2019 年総選挙における自由党候補者指名に対する中国の影響等に言及がある。Public Inquiry Into Foreign Interference in Federal Electoral Processes and Democratic Institutions, VOLUME 1: Report Summary, 28 January 2025, p.30. <https://foreigninterferencecommission.ca/fileadmin/report_volume_1.pdf>

² 後掲注(3)前文; “Enhancing Foreign Influence Transparency: Exploring Measures to Strengthen Canada’s Approach,” March 10, 2023. Public Safety Canada Website <<https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/pblctns/2023-nhncng-frgn-nfluence/index-en.aspx>>

³ Foreign Influence Transparency and Accountability Act (S.C. 2024, c.16, s.113) <<https://lois.justice.gc.ca/eng/acts/F-29.2/FullText.html>> 外国からの干渉への対抗法（Countering Foreign Interference Act (S.C. 2024, c.16)）の第 4 部に当たる。第 1 部は、カナダ安全保障情報局法（Canadian Security Intelligence Service Act (R.S.C., 1985, c.C-23)）の改正等、第 2 部は、（同部により法律名を改正した）外国の干渉及び情報安全保障法（Foreign Interference and Security of Information Act (R.S.C., 1985, c.O-5)）の改正等、第 3 部は、カナダ証拠法（Canada Evidence Act (R.S.C., 1985, c.C-5)）の改正等。

⁴ 2025 年 9 月 8 日時点で未施行。カナダにおいて、内閣は慣習に基づく組織であるため、法律上は、枢密院における総督が行政権を行使する形を取り、行政命令も枢密院の助言に基づき総督が制定する形を取る。

⁵ 任命は、与党と下院に 12 名以上の議員を有する野党との協議を行い、上院及び下院の決議による任命の承認を経て行われる（第 9 条第 2 項）。2025 年 9 月を目途に、コミッショナーを任命する動きが報じられた。Elizabeth Thompson and Aloysius Wong, “Foreign interference watchdog to be named next month, public safety minister says,” 19 Aug 2025. CBC News Website <<https://www.cbc.ca/news/politics/foreign-interference-watchdog-anandasangaree-1.7612126>>

れる資格がある（第9条）。

（2）コミッショナーへの情報提供

外国国家（州等も含む。）、外国勢力（政府等）、外国経済主体（外国国家や国有企業等）、外国主体（テロ組織と関係を有するものを含む、外国勢力等）（foreign principal. 第2条。以下「外国国家等」）と取決めを締結する者は、締結した日から14日以内に、規則⁶に定める情報をコミッショナーに提供（登録）し、更新も行わなければならない（第5条）。

取決めとは、ある者が外国国家等の指示の下で、又は外国国家等と共同して、カナダの政治過程又は行政過程に関連して、次の活動のいずれかを実施することを請け負う取決めをいう。

(a)公職者との連絡、(b)政治過程又は行政過程に関連する情報について、ソーシャルメディア等、あらゆる手段での伝達若しくは流布又はそれらを行うように仕向けること、(c)金銭若しくは価値のある物の配布又はサービス若しくは施設の使用の提供（第2条）。

取決めは、連邦、州、準州、自治体、先住民関係の政治過程又は行政過程に関するものが対象となる（第4条）。政治過程又は行政過程とは、(a)立法機関の手続、(b)法律案の策定、(c)政策又はプログラムの策定又は改定、(d)公職者又は政府機関による決定（契約の発注を含む。）、(e)選挙又は国民投票の実施、(f)政党による候補者の指名又は選挙綱領の作成をいう（第2条）。

外交官、領事館職員や公務で活動する外国政府職員等は、登録が免除されている（第6条）。

なお、コミッショナー等に故意に偽情報又は誤情報を提供してはならない（第7条）。

（3）登録簿の設置・公開

コミッショナーは、第5条の規定に基づき提供された情報のうち、規則に定める情報を含む登録簿を設置・維持し、当該登録簿は公衆が閲覧できるようにしなければならない（第8条）。

（4）調査権限

コミッショナーは、第5条又は第7条の遵守を確保する目的で調査を行うことができる（第16条）。調査においては、関係者を召喚し、出席させ、宣誓等に基づく口頭又は書面による証拠や文書等の提出を強制することができる（同条）。

（5）違法行為

第5条又は第7条に違反した者は、違法行為を犯したものとし、過料が科せられる（第18条）。コミッショナーは、違法行為を犯したと信じるに足る合理的な根拠がある場合、違法行為の通知（問題となっている違法行為、過料の金額案、過料を支払うか、又は違法行為及び過料に関する意見陳述ができること、通知に従わなかった場合の対応等を記載）を発することができる（第19条）。通知にある過料を支払わず、又は意見陳述しなかった場合には、違法行為を犯したものとみなし、過料を決定すること（第20条）や、違法行為の内容、違反者名等を公表しなければならないこと（第21条）等が定められた。

（6）犯罪

第5条又は第7条の（重大な）違反は犯罪とする（第23条）。また、この法律に基づくコミッショナーの権限、義務及び職務の遂行において、コミッショナー等を故意に妨害した場合も犯罪となる（第24条）。第23条又は第24条の犯罪を犯した者は、正式裁判による有罪の場合、500万カナダ・ドル⁷以下の罰金若しくは5年以下の拘禁又はその併科に処する（第25条）。

⁶ 2025年9月8日時点で未定。枢密院における総督が定める予定の規則は、この法律の第27条に列挙されている。

⁷ 1カナダ・ドルは約107円（令和7年9月分報告省令レート）。